

「2025年日本国際博覧会 道路交通マネジメント検討等業務」 に係る企画提案公募要領（公募型プロポーザル方式）

1. 業務の趣旨・目的

2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、来場者輸送対策協議会（以下、「協議会」という。）を2021年7月に設置し、開催期間中における来場者の安全かつ円滑な輸送を実現するための具体的な方針として、2022年10月には「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針（アクションプラン）初版」を、2023年5月には「同 第2版」を策定・公表しており、これをもとに関係機関、事業者等との調整を行っている。

本業務は、来場者の輸送手段の一つである道路について、既往の調査・検討の結果を踏まえ、万博時に設置する会場外駐車場・夢洲交通ターミナルの運用にかかる道路交通マネジメント及び働きかけTDMの実施に必要な具体検討を行い、駐車場等の運用計画策定を行うとともに、開催期間中における周辺の交通量や会場外駐車場・交通ターミナルの運用状況等をもとに、運用計画や道路交通マネジメント、働きかけTDMの検証を行い、改善案や実施結果のとりまとめを行うものである。

この業務は、公募型プロポーザル方式により、受託事業者を募集する。

2. 業務名

2025年日本国際博覧会 道路交通マネジメント検討等業務

3. 業務の概要

別添「仕様書」とおり

4. 提案上限額

110,100千円（税込）

5. スケジュール

2023年8月4日（金）	公募開始、質問受付
2023年8月21日（月）	質問締切
2023年8月25日（金）	質問回答
2023年9月7日（木）	提案書類提出締め切り
2023年9月下旬予定	選定委員会、審査結果の公表
2023年10月上旬予定	契約締結
2026年2月27日（金）	業務終了（報告書提出）

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす単独企業であること。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づき、「都市計画及び地方計画部門」において国土交通大臣の登録を受けている者であること。
- (6) 以下のいずれかの資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として配置できるものであること。
なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
 - ① 技術士（建設部門または総合技術監理部門(建設部門の選択科目に限る)）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ② シビルコンサルティングマネージャー[RCCM]（登録部門が「都市計画及び地方計画部門」に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ③ 建設コンサルタント登録規程により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「都市計画及び地方計画部門」に限る）
- (7) 以下の業務の全てにおいて、過去10年間で履行した実績があること。ただし、すべてが同一契約内での実績でなくとも可とする。
 - ① 交通シミュレーションに係る業務
 - ② 交通需要マネジメント（TDM）に係る業務

7. 応募の手続き

「6. 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布期間

2023年8月4日（金）から2023年9月7日（木）まで

② 配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない）

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

③ 応募書類受付期間

2023年8月4日（金）から2023年9月7日（木）17時まで

④ 応募書類の提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送又は持参により提出すること。

※2023年9月7日（木）までの消印があるものを有効とする。また、提出の際は郵送又は持参と合わせて必ず受付期間中に電子メール（kotsu@expo2025.or.jp）で応募書類のすべてのデータを送信すること。

※送付先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事務局交通部道路交通対策課
(担当：中村)

※住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

※電話番号：06-6625-8678

⑤ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

なお、副本からは、事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

① 企画提案書（様式自由：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）

（作成にあたっては、A4用紙20ページ程度(表紙・目次除く)で作成すること。）

② 応募申込書（様式2：原本1部）

③ 応募金額提案書（様式3-1：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）

④ 積算内訳書（様式3-2：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）

（作成にあたっては、仕様書等の内容を理解したうえで作成すること。）

⑤ 業務実績申告書（様式4：原本1部、副本10部）

（6.（7）公募参加資格の履行実績を記載すること。）

⑥ 配置技術者調書（様式5：原本1部）

⑦ 誓約書（参加資格関係）（様式6：原本1部）

⑧ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式8-1：原本1部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約交渉の相手方のみ提出）】

- ⑨ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明をすること。）
- ⑩ 法人登記簿謄本（1部）
 - ・法人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- ⑪ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ア 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑫ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書
 - ウ 株主資本等変動計算書
- ⑬ 使用印鑑届（様式7：原本1部）
- ⑭ 印鑑証明書（原本1部）※発行日から3カ月以内のもの
- ⑮ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式8-2：原本1部）
- ⑯ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9：原本1部）
- ⑰ 建設コンサルタント登録証の写し

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

（4）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

（5）その他

- ① 応募は1者1提案とする。
- ② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。
応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。
- ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 道路交通マネジメント検討等業務」
提案書 株式会社〇〇（法人名）
- ④ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2023年8月21日(月)17時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス:kotsu@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 道路交通マネジメント検討等業務」と明記し、質問内容を「質問票」(様式10)に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

① 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時～17時まで ※12時～13時の間を除く)

② 質問への回答は、2023年8月25日(金)までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 道路交通マネジメント検討等業務に係る企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

10. 審査の方法

(1) 審査方法

① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

② 審査は、書類審査及びプレゼンテーションにて行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査は、対面形式での開催(場所:大阪)を基本としているが、オンラインの可能性もあり、事前案内通知時に決定する。プレゼンテーション審査には、プロジェクター等の機材を使用できない。

③ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

④ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者実績	<p>○過去 10 年間に以下の内容に関する同種業務の実績、または類似業務の実績があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の路線や交差点を含んだ包括的なマイクロ交通シミュレーション ・その結果を踏まえた交通検討業務 	10 点
業務実施体制	<p>○総括責任者及び担当者の主な実績及び資格</p> <p>○業務推進方針（各業務に対する取り組み）</p>	10 点
会場外駐車場・交通ターミナルの運用に必要な道路交通マネジメントの検討	<p>○大阪・関西万博来場者輸送具体方針(アクションプラン)第 2 版において、『検討・対応が必要な課題』中で示された「退場時の混雑対策」「災害・事故時における対応」「高速道路等における迂回誘導対策」「夢洲・舞洲における交通対策」について、課題解決に向けて、具体的な検討内容が示されているか。</p> <p>○提案内容は、過去に実績があるなど有用性があるものか。</p>	15 点
会場外駐車場・交通ターミナル運用計画の策定	<p>○大阪・関西万博来場者輸送具体方針(アクションプラン)第 2 版で示された「交通ターミナル・会場外駐車場の運用」を踏まえ、夢洲交通ターミナルや会場外駐車場の運用計画を策定するにあたり、これらの施設が道路交通処理面で適切に機能発揮できるものになるよう、具体的な検討内容が示されているか。</p> <p>○提案内容は、過去に実績があるなど有用性があるものか。</p>	15 点
道路交通マネジメントの効果検証	<p>○道路交通マネジメントの効果検証にあたり、具体的な内容が示されているか。また、開催期間前半時点で効果検証し、その結果を開催期間後半の道路交通マネジメントに活かせる提案になっているか。</p> <p>○検証結果のとりまとめについて、府県市民が理解しやすい提案となっているか。</p> <p>○提案内容は、過去に実績があるなど有用性があるものか。</p>	10 点
業務の理解度	<p>○プレゼンテーションによる説明力、取組意欲</p> <p>○業務実施手順（ステップ）の計画性</p>	10 点
価格点	<p>○価格点の算定式</p> <p>満点（30点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</p>	30 点
合計		100 点

(3) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会道路交通マネジメント検討等業務に係る企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

ア 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）

イ 全提案事業者の名称 ※50音順

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合次点者の得点は公表しない。）

エ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外するとともに、別途入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとする。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1.1. 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式8-2）を提出すること。
- (5) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式9）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉候補者として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは契約を締結しないことがある。
- (8) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 本業務の後続契約については調達方針が未定であるが、随意契約を行う可能性がある。

12. 持続可能性の確保

- (1) 契約の相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮事項など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約の相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 契約の相手方は、協会が契約の相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約の相手方は、協会が契約の相手方による調達コードの遵守状況については協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約の相手方が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約の相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約の相手方は改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

13. その他

- (1) 提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止法及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。）等を遵守すること。
- (3) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。